

議案第4号

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員の委嘱及び  
任命について

米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱第3条の規定により、米子市学校給食調理業務受託者選定委員会委員を次のとおり委嘱及び任命する。

令和元年5月28日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和元年6月1日から米子市学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱第3条第2項に規定する日まで
- 2 委員の氏名等 別紙のとおり

## 別紙

区分	氏名	所属等
第1号委員	廣江めぐみ	学校給食運営委員会（東山中学校PTA）
〃	住田秀二	学校給食運営委員会（就将小学校長）
〃	藤原建	学校給食運営委員会（福米中学校長）
〃	佐伯啓子	学校給食運営委員会（元小学校長）
〃	増田貴子	学校給食運営委員会（公募委員）
第2号委員	後藤田拓也	鳥取県西部総合事務所生活環境局 生活安全課長
第3号委員	山下恵	就将小学校 栄養教諭
〃	野村祥子	第二学校給食センター 学校栄養主任
〃	景山千津	弓ヶ浜共同調理場 学校栄養主任
第4号委員	松下強	教育委員会事務局長
第5号委員	山中敦子	教育委員会事務局学校給食課長
第6号委員	足立新一郎	教育委員会事務局学校給食課 第二学校給食センター施設長

議案第5号

令和元年度一般会計補正予算（補正第1回）について（教育委員会の所管に属する部分）

教育委員会所管に属する令和元年度予算を次により補正する。

米子市議会6月定例会提出分  
(単位：千円)

年度 区分(項・目)	令和元年度予算額			備 考
	当初予算額	補 正 額	補正後予算額	
<b>【教育費】</b>	4,402,171	300	4,402,471	
1 教育総務費	383,059	0	383,059	
1 教育委員会費	2,465		2,465	
2 事務局費	380,594		380,594	
2 小学校費	2,038,339	300	2,038,639	
1 学校管理費	413,742		413,742	
2 教育振興費	125,774	300	126,074	
3 学校建設費	1,498,823		1,498,823	
3 中学校費	414,191	0	414,191	
1 学校管理費	195,618		195,618	
2 教育振興費	117,343		117,343	
3 学校建設費	101,230		101,230	
4 社会教育費	941,897	0	941,897	
1 社会教育総務費	151,340		151,340	
2 公民館費	655,877		655,877	
3 図書館費	134,680		134,680	
5 保健体育費	624,685	0	624,685	
1 保健体育総務費	137,420		137,420	
4 給食施設費	487,265		487,265	
<b>合 計</b>	4,402,171	300	4,402,471	



報告第1号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和元年6月13日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処分件名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 平成31年4月5日

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年4月5日

米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する物損事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

### 1 和解の概要

市側の過失割合を10割とし、市の損害賠償額を5万7,030円とする。

### 2 相手方 西伯郡日吉津村在住の個人

### 3 事故の概要

- (1) 事故発生日 平成31年2月25日
- (2) 事故発生場所 米子市下新印204番2 米子市立箕蚊屋小学校敷地内
- (3) 事故の状況 午後4時頃、教育委員会事務局所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を上記敷地内に後進により駐車しようとしたところ、同小学校の教職員が代車として使用し、当該敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）に接触し、市自動車の左側後部バンパー及び相手方自動車の左側前部バンパーが損傷したもの。人身事故なし。